

平成 21 年 6 月 10 日

各 位

上場会社名 **株式会社 やまねメディカル**
(コード番号 2144: 大証ヘラクレス)
本店所在地 東京都中央区日本橋三丁目 3 番 9 号
代 表 者 代表取締役社長 山 根 洋 一
問 合 せ 先 総務部長 根 岸 一 彦
東京都中央区日本橋三丁目 3 番 9 号
電 話 番 号 (03)5201-3995
(URL <http://www.ymmd.co.jp/>)

東京都による当社通所介護事業所に対する行政処分
及び処分の取消しと執行停止を求める提訴について

本日、東京都より、当社の通所介護事業所に対する指定の一部の効力停止について通告がありました。本件の概要と当社の対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の内容

指定の一部の効力の停止（新規利用者の一定期間の受入れ停止）

対象となる事業所：通所介護施設（東京都内）22 箇所
（当社の全通所介護施設数は 75 箇所）

2. 処分の理由と当社の対応

(1) 処分の主な理由は、指定申請において提出した書類の一部が不適正に作成（異動予定職員の雇用契約書の写しの一部改ざん）されたものであったためであります。

この事実については、当社として深く反省し、その事実を知ってから、社内の調査委員会で自ら進んで調査を行い、その結果を何ら隠蔽することなくすべて東京都に報告し、謝罪しております。さらに再発の絶無を期して、指定申請書類を厳正に点検する組織体制を整備する改善措置を直ちに行いました。

(2) この雇用契約書の写しの瑕疵を除けば、いずれの施設も、開設時には介護保険法が求める人員基準をすべて充足し、サービス提供の質の確保、適正な介護給付請求を履行してまいりました。

(3) さらに瑕疵のある雇用契約書の写しが作成されたのは、東京都の指定要件が特殊なうえ基準が不明確で、かつ適切な指導や説明がなかったことが、その大きな理由であります。

(4) したがって、当社が実態的に法の要求する基準を遵守していたことを無視して、事務手続き上の上記の瑕疵をもって通告を受けた行政処分は、適切な法解釈にもとづく行政裁量権の適正な発動とは認め難いのであります。

(5) 以上から、今回の処分の法解釈上の適不適は司法の厳正な裁定に委ねるほかないと判断いたしました。

また、本件のような不本意な処分を甘んじて受けることは、当社として株主の皆様、ご利用者様をはじめとする各ステークホルダーの皆様への責任を果たし得ないことになりますので、直ちに処分の取消し及び執行停止を求めて提訴の手続きを開始いたします。

なお、今回の処分に伴う業績への影響については、提訴の結果が判明するまでは不透明でありませんが、予想可能になった段階で開示いたします。

以 上